(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び、機械類の製造又は施設の管理、役務(委託及び賃貸借をいう。以下同じ。)、物品購入及び印刷物の製造(以下「工事等」という。)であって、七尾市契約事務規則(平成16年七尾市規則第53号)の規定により七尾市が発注するもの(以下「市工事等」という。)に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、七尾市競争入札参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)に対する市工事等の競争入札における指名の停止(以下「指名停止」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

- 第2条 有資格者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 前項の規定により指名停止を行ったときは、市工事等の指名を行うに際し、当該指名停止に 係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、 指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負 うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元 請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。) について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。 (指名停止の期間の特例)
- 第4条 有資格者が1つの事案により別表各号の措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
 - (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなった基の事実又は 行為があったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第7号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第7号から第12号までの措置要件に該当することとなった基の事実又は行為があったとき(前号に掲げる場合を除く。)。

- 3 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による 指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2 分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 指名停止中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らか となったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更すること ができる。
- 6 指名停止の期間中の有資格者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと 認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)

- 第5条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号にいずれかに該当することとなった場合(前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、当該各号に定める期間を指名停止の短期とする。
 - (1) 談合情報を得た場合又は七尾市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、 有資格者から当該談合を行なっていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事 案について、別表第2第7号又は第10号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める 期間の2倍の期間
 - (2) 別表第2第7号から第12号までに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競争等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競争等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に揚げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める期間の2倍の期間
 - (3) 別表第2第7号から第12号までに該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2 第7項の規定の適用があったとき(前2号に揚げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に 定める期間の2倍の期間
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の 処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等に よる調査の結果、入札談合行為があり、又はあったとすることが明らかとなったときで、 当該関与行為に関し、別表第2第7号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由 があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)は、それぞ れ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間
 - (5) 七尾市の職員又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

(指名停止の通知)

- 第6条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 指名停止期間中の有資格者が、市工事等の全部若しくは一部を下請け、又は受託を承認 してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、 書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(七尾市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の廃止)

2 七尾市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱(平成16年七尾市告示第48号)は、廃 止する

(経過措置)

3 この告示の施行の日までに、廃止前の七尾市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の規 定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処 分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(七尾市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の廃止)

2 七尾市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱(平成16年七尾市告示第48号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日までに、廃止前の七尾市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

事故等に基づく措置基準

(虚偽記載) 1 七尾市及び市関係公社の発注する工事等(以下「市工事等」 1箇月以上6箇月以内 という。)の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工又は履行にあたり、過失により工事を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を知難にし、又は日質芸しくは数量に関して不正の行為をした。	
という。)の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、 競争参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の調 査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不 適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工又は履行にあたり、過失により工事を粗雑 にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認 められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工 事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
競争参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工又は履行にあたり、過失により工事を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工又は履行にあたり、過失により工事を粗雑 1箇月以上6箇月以内にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工又は履行にあたり、過失により工事を粗雑 1箇月以上6箇月以内にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
(過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工又は履行にあたり、過失により工事を粗雑 1箇月以上6箇月以内にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
2 市工事等の施工又は履行にあたり、過失により工事を粗雑 1箇月以上6箇月以内 にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認 められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工 1箇月以上3箇月未満 事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
められるとき。 3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工 1箇月以上3箇月未満 事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
3 前号に掲げる以外の石川県内の建設工事等(以下「一般工 1箇月以上3箇月未満 事等」という。)の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
事等」という。) の施工又は履行にあたり、過失により工事を	
知嫌にし フは日暦芋してけ粉長に関して不正の行為なした	
粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした	
場合において、かしが重大であると認められるとき。	
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工又は履行にあ 2週間以上4箇月以内	
たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認	
められるとき。	
(公衆損害事故)	
5 市工事等の施工又は履行にあたり、安全管理の措置が不適 1箇月以上6箇月以内	
切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、	
又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	
6 一般工事等の施工又は履行にあたり、安全管理の措置が不 1箇月以上3箇月以内	
適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、	
又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認	
められるとき。	
(工事等関係者事故)	
7 市工事等の施工又は履行にあたり、安全管理の措置が不適 2週間以上4箇月以内	
切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと	
認められるとき。	
8 一般工事等の施工又は履行にあたり、安全管理の措置が不 2週間以上2箇月以内	
適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた	
場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が七尾市の職員に対して行っ	
た贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提	
起されたとき。	
ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を	4箇月以上12箇月以內
有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した	
役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	
イ 有資格者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しく	3 箇月以上 9 箇月以内
は営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)	
を代表するものでアに掲げる者以外のもの(以下「一般役	
員等」という。)	
ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使	2 箇月以上 6 箇月以内
用人」という。)	
2 次のア、イ又はウに掲げる者が石川県内の他の公共機関の	
職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を	
経ないで公訴を提起されたとき。	
アー代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
イ 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
ウ 使 用 人	1 箇月以上3 箇月以内
3 次のア又はイに掲げる者が石川県外の公共機関の職員に対	
して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで	
公訴を提起されたとき。	
アー代表役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
イ 一般役員等	1 箇月以上3 箇月以內
(暴力団関係者)	
4 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営	6 箇月以上12箇月以內
に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不	
法行為を行う組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)	
であると認められたとき。	
5 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員が、業	2箇月以上6箇月以內
務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強	
要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	
6 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員が、い	2箇月以上6箇月以内
かなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、	
金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められ	
るとき。	

(独占禁止法違反行為)

7 市工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号 に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認め られるとき。

3箇月以上12箇月以内

8 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において、独 占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の 請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前 号に掲げる場合を除く。)。

2箇月以上9箇月以内

9 前号に掲げる区域外において、他の公共機関と締結した契 約に係る工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占 禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を 受けたとき。

1 箇月以上 9 箇月以内

(競売入札妨害又は談合)

10 市工事等に関し、有資格者である個人、有資格者の役員 又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

3箇月以上12箇月以内

11 石川県、新潟県、富山県及び福井県の地域内において、 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が競争 入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない で公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)。

2箇月以上12箇月以内

12 前号に掲げる区域外において、他の公共機関と締結した 契約に係る工事等に関し、有資格者である個人又は有資格者 の役員が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又 は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

1 箇月以上12 箇月以内

(建設業法違反行為)

13 市工事等に関し、建設業法(昭和24年法律第100号) の規定に違反し、工事の請負契約相手方として不適当である と認められるとき。

2 箇月以上 9 箇月以内

14 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において、 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約相手方として不適 当であると認められるとき。

1 箇月以上 9 箇月以内

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不 1 筒月以上9 筒月以内 正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当である と認められるとき。

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が 禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又 は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告さ れ、契約の相手方として不適当と認められるとき。

1 箇月以上 9 箇月以内

(その他)

- 17 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経 営に事実上参加している者の、私的行為に関し、極めて重大 な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適当 であると認められるとき。
- 1 箇月以上3 箇月以内
- 18 別表第1及び前各号にかかわらず特別な理由があると認 必要と認める期間 められるとき。